（第２号様式）

誓 約 書

調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金を申請するにあたり、下記の事項を確認し、その内容に相違ないことを誓約します。

１　誓約事項

□　下記（１）～（１３）のすべての事項を確認し、誓約します。

（1）調布市内に事務所又は事業所を有する事業者（法人又は個人事業主）です。

（2）令和７年１２月から令和８年１１月までの期間に、調布市内の事務所又は事業所において、事業用途として燃料、電気又はガスを使用しています。

（3）申請時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があります。

（4）今回の本補助金について、既に申請又は交付を受けていません。

（5）調布市が別途実施する事業者向けの物価高騰支援を目的とした他の補助金の交付を受けておらず、今後も交付を受ける予定はありません。

（6）国又は自治体が運営する施設ではありません。

（7）調布市暴力団排除条例（平成２４年調布市条例第２７号）第２条第６号に規定する暴力団関係者ではなく、また、暴力団関係者が経営に実質的に関与していません。

（8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。

（9）政治活動又は宗教的活動を主たる目的とした事業を行う事業者ではありません。

（10）前各号のほか、法令を遵守しています。

（11）国、都道府県、他市区町村等から、事業者向け物価高騰支援を目的とした補助金等の交付を既に受けている又は今後受ける予定がある場合は、申出書（第４号様式）を提出します。

（12）申請内容に虚偽又は不正はありません。申請内容に虚偽又は不正があった場合は、申請を取り下げます。また、補助金の交付後に発覚した場合は、交付された補助金を速やかに返還します。

（13）申請後、調布市商工会から必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。また、調布市商工会から検査、報告又は是正のための措置を求められた場合は、これに応じます。

２　重要確認事項

以下の事項について、一つずつ内容を確認のうえ、□にチェックしてください。

□　**①　提出書類の返却について**

申請のために一度提出した書類は、理由のいかんを問わず返却されないことを了承します。

□　**②　補助金の振込時期について**

補助金の振込は、審査完了後、振込まで２か月程度を要する場合があることを了承します。

□　**③　申請書類の不備等について**

申請書類に不備又は不足があり、事務局から補正又は追加書類の提出を求められた場合は、事務局が当該補正等を求めた日から１か月以内又は令和９年２月〇日のいずれか早い日までに対応します。当該期限までに不備等が解消されない場合は、当該申請について不交付決定となり、補助金が交付されないことを了承します。

□　**④　郵送による申請方法について**

郵送により申請する場合は、簡易書留、特定記録郵便、レターパックその他配達状況を確認できる方法で郵送します。

□　**⑤　郵送による申請期限について**

郵送による申請の場合は、令和９年１月２９日（金）必着であり、消印有効ではないことを確認しました。

□　**⑥　予算上限到達による受付終了について**

本補助金は、申請期間中であっても予算上限に達した場合は受付を終了することを了承します。郵送による申請は、申請書類が事務局に到着した時点で受付したものとし、発送日又は消印日にかかわらず、受付終了後に到着した申請は補助対象とならないことを了承します。また、受付終了後に到着した場合であっても、提出された申請書類は返却されないことを了承します。

以上の事項を確認し、誓約します。

調布市商工会　宛

年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
市内に有している事務所・事業所の所在地	
法人名・屋号	
代表者の役職・氏名	㊞

※代表者印又は個人印を押印してください。